

確認対象施設の利用定員一覧

区が特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営事業者等に給付費（委託費）の支給を行うための確認を行うにあたり、これらの施設・事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議において意見を聴くことが規定されています。（子ども・子育て支援法第31条第2項、第43条第4項及び第54条の2第3項）
令和8年4月開設予定の事業所における利用定員は次のとおりです。

【特定乳児等通園支援事業所一覧】

施設の状況			設置者名称	認可 定員数	当該確認 に係る 事業開始 予定年月日	1時間当たり 1月当たり 利用定員			
施設名	施設 種別	所在地				0歳	1歳	2歳	計
ポピンズナーサリー スクール京橋	保育所	京橋1-25-3 京橋プラザ1階	(株)ポピンズ エデュケア	2	令和8年 4月1日	0	1	1	2
						0	160	160	320
グローバルキッズ新川園	保育所	新川2-16-10 プライムアーバン新川3階	(株)グロー バルキッズ	2	令和8年 4月1日	0	1	1	2
						0	120	120	240
ほっぺるランド茅場町	保育所	日本橋茅場町2-16-6	(株)テノ. コーポレー ション	2	令和8年 4月1日	0	1	1	2
						0	160	160	320
ほっぺるランド佃大橋	保育所	月島1-1-13 プライム月島1・2階	(株)テノ. コーポレー ション	1	令和8年 4月1日	0	0	1	1
						0	0	160	160
ほっぺるランド相生橋 つくだ	保育所	佃3-2-11 エムエー月島1～3階	(株)テノ. コーポレー ション	1	令和8年 4月1日	0	0	1	1
						0	0	160	160
計				8	—	0	3	5	8
						0	440	760	1,200

※1月当たりの利用定員＝1時間当たりの利用定員×1月当たりの延べ開所時間数

※子ども・子育て支援法

第31条第2項：市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第43条第4項：市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第54条の2第3項：市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。